健康経営の普及促進及び健康づくりの推進に向けた相互連携に関する協定書

　愛知県（以下「甲」という）、愛知県商工会議所連合会（以下「乙」という）、愛知県商工会連合会（以下「丙」という）、愛知県経営者協会（以下「丁」という）、愛知県中小企業団体中央会（以下「戊」という）、健康保険組合連合会愛知連合会（以下「己」という）、全国健康保険協会愛知支部（以下「庚」という）は、企業・事業者への健康経営の普及促進及び健康づくりの推進に向け、相互の協力が可能な分野における連携を推進していくため、以下のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲、乙、丙、丁、戊、己及び庚が相互に連携・協力して企業への健康経営の普及促進及び健康づくりの推進を行い、乙、丙、丁、戊の会員と己、庚の加入者の健康増進に努め、愛知県民の健康寿命の延伸を図ることを目的とする。

（連携・協力）

第２条　甲、乙、丙、丁、戊、己及び庚は、前条の目的を達成するため、次の項目について、連携・協力を図るものとする。

（１）企業・事業者への健康経営の普及促進に関すること

（２）企業・事業者の職場での健康づくりを推進する「健康宣言」による健康経営の普及促進に関すること

（３）経済産業省と厚生労働省が推進する「健康経営優良法人認定制度」との連携に関すること

（４）健診および保健指導の受診促進に関すること

（５）がん検診の受診促進に関すること

（６）生活習慣病等の予防と健康づくりに関すること

（７）禁煙の促進に関すること

（８）メンタルヘルスケアに関すること

（９）ジェネリック医薬品の使用促進に関すること

（10）認知症予防の推進に関すること

（11）その他、健康づくり事業推進に関すること

２　前項の連携・協力に必要な具体的事項に関しては、別途協議を行うこととする。

（守秘義務）

第３条　甲、乙、丙、丁、戊、己及び庚は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た個人情報については、本協定の有効期間中および有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（協定書の有効期間）

第４条　本協定の有効期間は、締結の日から平成３１年３月３１日までとする。ただし、期間の満了の１か月前までに、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚のいずれからも特段の申し出がない場合は、更に１年間有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

（協定書の見直しおよび解除）

第５条　甲、乙、丙、丁、戊、己、庚のいずれかが本協定書の内容の変更または解除を申し出たときは、協議の上、本協定の変更または解除を行うものとする。

（疑義の解決）

第６条　本協定に定めのない事項または本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲、乙、丙、丁、戊、己及び庚が協議して定めるものとする。

平成30年7月１０日

甲：名古屋市中区三の丸三丁目１番２号　　　　　　　　　乙：名古屋市中区栄二丁目１０番１９号

愛知県　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　名古屋商工会議所内

愛知県知事　　大　村　秀　章　　　　　　　　　　　　　　　　 愛知県商工会議所連合会

会　長　　山　本　亜　土

丙：名古屋市中村区名駅四丁目４番３８号 丁：名古屋市中区栄二丁目１０番１９号

愛知県産業労働センター(ウィンクあいち)１６階 名古屋商工会議所ビル７階

愛知県商工会連合会 愛知県経営者協会

会　長　　新　美　文　二 会　長　　加　藤　宣　明

戊：名古屋市中村区名駅四丁目4番３８号 己：名古屋市西区名駅三丁目９番３７号

愛知県産業労働センター(ウィンクあいち)１６階　　　　　　　合人社名駅３ビル４階

愛知県中小企業団体中央会　　　　　　　　　　　　　　　　　　健康保険組合連合会愛知連合会

会 長　　長 谷 川　正 己 会　長　　森　川 茂　樹

庚：名古屋市中村区名駅一丁目１番１号

JPタワー名古屋

全国健康保険協会愛知支部

支部長　　芦　田　　　豊